

令和4年11月30日

富良野市議会議長 黒岩岳雄様

総務文教委員長 宇治則幸

都市事例調査報告書

令和4年第3回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事例調査を実施したのでその結果を報告します。

記

1. 調査地 神奈川県横須賀市、長野県軽井沢町
2. 日程 10月20日～10月22日 3日間
3. 参加者 宇治則幸・後藤英知夫
石上孝雄・家入茂
渋谷正文
4. 調査事項 自主財源の確保について
5. 調査内容 別紙のとおり

＝別 紙＝

－神奈川県横須賀市－

◎概 要

神奈川県南東部に位置する三浦半島の大部分を占め、市域の東側は東京湾、西側は相模湾に面する。東京湾唯一の自然島である猿島も行政区域に含まれる。市内中心部から東京都心までは電車で約1時間の距離で、地域高規格道路が整備されており、車では平日朝の通勤時間帯だと東京国際空港、東京都心まで約1時間程度となっている。東京湾の入口に位置するため江戸時代から国防の拠点とされ、軍港都市として栄えた。現在もアメリカ海軍施設および海上自衛隊自衛艦隊や航空自衛隊などの基地が置かれており、現在でもかつての軍港としての名残が多くある。

交流人口の増加、そして「また来てもらえる街」を目指している。施策として横須賀リサーチパーク開設や、よこすか海辺ニュータウンの開発、高等教育機関の誘致、海軍カレー、ヨコスカネイビーバーガーによるまちおこし、異国情緒漂うドブ板通り、ヴェルニー公園、三笠公園、横須賀美術館等、観光施設の整備などが積極的に行われている。

◎横須賀市のふるさと納税の取組について

ふるさと納税制度に否定的、消極的であったが、令和3年度の、ふるさと納税の寄附受入額と市税の市外流出といわれる住民税控除額の収支はマイナス4億1,000万円の差が生じた。ここ数年のふるさと納税の規模の拡大によって、市税の市外への流出がさらに大きくなることを懸念し、積極的な財源確保を進めてきている。都市部のため農業や漁業が盛んでいないことから一般的に人気の果物や肉製品、魚介類の返礼品が少ない状況ではあるが、悩みながらも進めているという点では本市と共通するところがある。今後も積極的に寄附額を確保していくことについては、神奈川県内の他自治体も同じ傾向にあり、全国でも確保競争が過熱すると予想している。

ふるさと納税については平成27年6月より事業を開始し、商工会議所や観光協会などを通じても参加事業者を募集している。寄附者には、寄附金の使い道を行政の取組の提案として12の基金に分け周知し、令和4年9月現在6つのポータルサイトを利用し、実施している。

令和3年度実績では、2億8,600万円ほどのふるさと納税がある。実績が伸びている背景として、高額「オフィスチェア」を返礼品に加えたことによるものであり、寄附総額全体の76パーセントを占め、主に首都圏在住の高所得者からの寄附によるものとなっている。製造業、研究開発事業等を行う工業地帯でもある追浜（おっぱま）北部エリア、海に隣接し景色が美しく、ビーカープリンで有名なレストランがある西部エリア、美術館がある東部エリアには、工業製品のみならず、スイーツやレストランの食事や美術館を軸とした魅力ある、ふるさと納税の返礼品の対象となるアイテムに係わる企業をうまく活用し、美術館観覧券やレストラン食事券など返礼品の多様化につとめている。また、高所得者層からの寄附の割合が高いことを

受け、ターゲットを絞り、高所得層向けの無料雑誌などに有料広告として掲載している。

企業版ふるさと納税では5つの事業分野（遊休地・遊休施設の活用、企業版ふるさと納税、脱炭素、広告・ネーミングライツ、大規模工事・施設管理）と事業者からの自由な提案を受け付けている。

令和3年度は、スポーツ大会誘致や観光拠点強化など、8件で7,100万円の実績があり、民間事業者との連携強化を目指し、民官連携推進ウェブサイト「OPEN GATE YOKOSUKA」を開設し、取り組んでいる。「民官」連携を進めるなかで、民間からの提案に対して寄附金を奨励金として支出している。地域団体等が主体的に実施を計画する事業に対し、自治体を經由し、企業版ふるさと納税を財源とした奨励金を交付することにより、事業の実現を支援する取組を行っている。

その他の自主財源確保としても広告事業による収入（1,900万円）や未利用地の積極的売却や貸付により、自主財源の確保に取り組んでいる。

◎考 察

本市においても、所得層別にターゲットを絞った返礼品の検討を行うとともに、市内レストラン、ホテル等とのタイアップによるセット品の取り扱い等により、本市への来訪を促すような返礼品を増やして行くことも必要であり、そのうえで地域性や特性を活かした効果的な露出も必要と考える。また、各基金について寄附者が活用しふさわしい事業を選択できるということ、またその事業については所管課からの提案に基づいて組み立てられていることなどは非常に参考にすべき事例である。地域企業や団体との連携を深めながら、企業版ふるさと納税における奨励金事業についても調査研究を進められたい。

—長野県軽井沢町—

◎概 要

軽井沢町の人口は 21,489 人と本市とほぼ同規模で日本有数の高原リゾート都市である。日本で最も古く、また最も有名な避暑地、別荘地の 1 つであり、19 世紀以降多くの外国人、日本人の手により自然林の中に在る別荘地としての開発が行われ今日に至っている。100 年以上を経過した現在もなお、先人達が培ってきた別荘文化を背景とした風土に見合う、自然と文化が奏でる町として、この先更なる 50 年後、100 年後の町の未来のあり方や将来像を絵により表現した軽井沢グランドデザインによる街づくりを進めている。町全体が別荘地として整備されており、現在では町内における別荘、保養施設数が 1 万 6,000 軒を超え、持ち家数の 1.5 倍以上に及んでいる。

また別荘地であるとともに、三大都市圏や海外から大勢の観光客が訪れる一大観光地でもある。2019 年には、約 840 万人の観光客が訪れている。

◎家屋敷課税について

全国でも有数の別荘地でもある軽井沢町では、多くの別荘や店舗、事業所を有することから、地方税法の改正等により、町税条例の改正も行い、制度開始当初より「家屋敷課税」として町内に住所を有しない個人 11,047 人に対し年間 3 千 8 百万円程度の課税を行っている。「家屋敷課税」とは、まだまだ聞きなれない言葉であり、全国の自治体で 3 割程度、北海道内では旭川市、ニセコ町を含む 12 自治体のみが課税している状況であり、納税額も 1 自治体当たりの多くが年 100 万円以下となっているのが現状である。

◎取組と課題について

軽井沢町に家屋敷もしくは賃貸を含む事務所、事業所を所有する町内に住所を有しない個人に、町県民税の均等割として年額 5,500 円課税されるものであり、そのうち県民税 2,000 円、町民税 3,500 円となっている。

町内に家屋敷を有する限り、行政上の施策としてごみの収集、消防、救急、環境衛生、防犯・防災、道路整備等各種行政サービスにより種々の利益を享受しており、このような方を住民に準ずる立場と考え、財政収入の一部負担を求めようとする、いわゆる応益原則に根拠をおいている。

課題としては、納税者には、長い期間をかけ一定程度の理解は得られているが、制度に明確な基準が定められていない部分があり、市町村ごと課税や減免等の判断基準が異なることや、全自治体で行っていないことなどの理由で、理解が得られない場合もあるとのことであった。

◎考 察

軽井沢町では現在、転入者による人口増加が続くことを想定しており、家屋敷課税が増えることを見込んではいないが、本市のように人口減少が続いているところ

では、空き家を含む、常住しない家屋敷が地域全体で増加することが今後も想定される。空き家などについて各種行政サービスの維持のためには新たな財源として検討することも必要と考える。税は公平性が原則であるが、地域の実情に沿った対応ができるよう調査研究に努められたい。